

墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（衛生及び風紀に必要な措置等の基準） 第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(11) 〔略〕 (12) 浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、この基準（ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと区長が認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。 ア・イ 〔略〕 ウ <u>大腸菌数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。 エ 〔略〕 (13)～(41) 〔略〕 2・3 〔略〕	〔同左〕 第4条 〔同左〕 (1)～(11) 〔略〕 (12) 〔同左〕 ア・イ 〔略〕 ウ <u>大腸菌群数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。 エ 〔略〕 (13)～(41) 〔略〕 2・3 〔略〕

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。